

## 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について

～自律的化学物質管理に向けて～

### ◎概要 ～「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」の公布～

厚生労働省は、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の一部を改正した。化学物質による休業4日以上労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）の原因となった化学物質の多くは、化学物質関係の特別規則の規制の対象外となっている。本改正は、これら規制の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、国によるばく露の上限となる基準の策定、危険性・有害性情報の伝達の整備拡充等を前提として、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する制度を導入するものである。

法令による規制の対象外であった化学物質の取り扱いによって健康被害が生じる事例が多く発生したことが背景にあり、この度、従来の物質ごとの個別具体的な管理から、化学物質の危険性・有害性情報に基づいた自律的な管理へと、労働安全衛生関連法令が改正された。その結果、化学物質を取り扱う際には自律的な管理を適切に行うための新たな対応が求められる。

#### ※「自律的な管理」

- 国は化学物質の危険性・有害性を評価し、危険性・有害性情報の伝達の仕組みを整備・拡充する。
- 事業者はその危険性・有害性情報に基づいてリスクアセスメントを行い、リスクに応じてばく露防止のために講ずべき措置を自ら選択して実行する。

### ◎主な内容

#### 【化学物質管理体制の見直し】

- ①労働安全衛生法（安衛法）に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等による通知とリスクアセスメント実施の義務対象物質（リスクアセスメント対象物）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存
- ②ばく露低減措置の実施（ばく露を最小限にする）、健康診断等
- ③衛生委員会の付議事項の追加
- ④がん原性物質使用者の作業記録、健康診断記録、意見聴取記録の保存
- ⑤皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止

#### 【実施体制の確立】

- ①化学物質管理者、保護具着用管理責任者の選任義務
- ②雇入れ時等教育の拡充

#### 【情報伝達の強化】

- ①事業場内別容器保管等の危険性・有害性に関する情報の表示の義務化
- ②作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化

#### 【措置の柔軟化】

- ①管理水準良好事業場における特別規則等の適用除外
  - ②特定化学物質等に関する健康診断の頻度を、一定の要件で緩和
- ⇒それぞれの対応方針は別紙に示す。